

堺市上下水道局入札談合に関する情報の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局において締結する売買、貸借、請負その他の契約に係る入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、その取扱いについて必要な事項を定める。

(準用規定)

第2条 堺市入札談合に関する情報の取扱いに関する要綱（平成9年制定。以下「市要綱」という。）の規定は、局が入札談合に関する情報に対応する場合について準用する。この場合において、市要綱の規定中「本市」とあるのは「上下水道局」と、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、市要綱第4条中「契約担当局長」とあるのは「上下水道局次長」と、市要綱第7条中「堺市契約規則」とあるのは「堺市上下水道局契約規程（昭和50年水道局管理規程第7号）第3条の規定により準用する堺市契約規則」と、市要綱第8条中「所管局長」とあるのは「所管部長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。